

学 生 生 活

1. 学年・ゼミ

○キャリア開発総合学科ゼミ担任

梅津ゼミ	梅津裕子
金澤ゼミ	金澤千晶
川辺ゼミ	川辺博
齋藤(美)ゼミ	齋藤美香
齋藤(尚)ゼミ	齋藤尚志
相良ゼミ	相良奈津
関根ゼミ	関根俊二

高間ゼミ	高間章
永野ゼミ	永野篤
丸山ゼミ	丸山穰
村上ゼミ	村上航士
山川ゼミ	山川奈美
吉田ゼミ	吉田正

○保育学科学年担任

1年	2年
岩淵摂子	金野麻衣

各学年・ゼミからは学生会委員、大学祭実行委員、仏教青年会委員、生協総代等を選出します。

※専任の先生は週1回、非常勤の先生は授業ごと教室にて、または授業日の授業時間の付近であれば1F講師室にて、それぞれオフィスアワーを設けてあります。

(*オフィスアワー：その時間帯は教員が学内にいて、電話や来訪での相談にのる時間)

2. 修学支援制度（担当窓口・学生課）

① 高等教育の修学支援新制度について

【支援内容】①授業料等減免制度 ②給付型奨学金の支給

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

※年度途中（10月分～）支援区分の見直しが入るため、後期（10月）より、減免額と給付額が変更されることがあります。

◇ 授業料等減免

以下のとおり世帯の収入に応じて授業料等の減免を実施

区分	聖和学園短期大学	
	入学金	授業料
第Ⅰ区分	250,000円免除	620,000円免除
第Ⅱ区分	166,700円免除	413,400円免除
第Ⅲ区分	83,400円免除	206,700円免除
第Ⅰ～Ⅳ区分（多子世帯）	250,000円免除	620,000円免除
多子世帯		

◇ 給付型奨学金

- ・日本学生支援機構が各学生に支給
- ・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を支給

(給付型奨学金の給付額 (月額) (住民税非課税世帯))

区分		自宅通学	自宅外通学
短期大学	第Ⅰ区分 (多子世帯も同様)	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分 (多子世帯も同様)	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分 (多子世帯も同様)	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	9,600円 (10,700円)	19,000円
	多子世帯	0円	0円

※貸与型、第一種奨学金を受給している人は、給付型奨学金の区分によって減額されることがあるので注意してください。

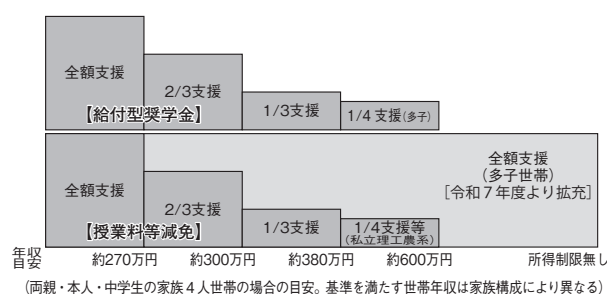
- ・ 1. 生活保護世帯 (受けている扶助の種類を問いません。) で自宅から通学する人及び児童養護施設等 (※) から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。
- ・ 2. 自宅通学とは、学生が生計維持者 (父母等) と同居している (またはこれに準ずる) 状態のことをいいます。進学届提出時に「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要です。
- ・ ※ [児童養護施設等] とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設 (情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム) を行う者、小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) を行う者、里親を指します。

【住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生】

両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。
基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

〈支援対象〉

- ・ 多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯対象



支援を受けるにあたって大切なこと

支援対象者としての自覚をもって、しっかり勉学に励みましょう。

本制度は、公費による支援であることを踏まえ、在学中には、その学修の状況に一定の要件を課し、これに満たない場合には直ちに支援を打ち切ることとしています。

「廃止」の基準 (支援の打ち切り)

- ・ 退学・停学 (無期限又は3か月以上の者に限る) の処分を受けた場合
- ・ 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- ・ 修得単位数が標準の5割以下の場合
- ・ 出席率が5割以下など学修意欲が著しく低いと本学が判断した場合
- ・ 連続して次の警告を受けた場合

次のいずれかに該当する場合には、支援は継続しますが、学業成績の向上に努力するよう指導する「警告」を行います。なお、連続して警告を受けた場合にも打ち切りとなります。

「停止」の基準

- ・ 2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみの者。

※上記に該当する者については「停止」の認定とし、「停止」後最初の適格認定 (学業) において「継続」相当の成績だった場合、次の学年 (2年以下の課程・高等専門学校の場合は次の半期) から「再支援」 (復活) することが可能。

「警告」の基準

- ・修得単位数が標準の6割以下の場合
 - ・GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合を除く）
 - ・出席率が8割以下など学修意欲が低いと本学が判断した場合
- なお、次に該当する場合には、支援が打ち切りとなった上で、返還（授業料等の減免の場合は授業料等）が必要となります。

返還が求められる場合

- ・学業成績が著しく不良な場合（災害・傷病等のやむを得ない事由がある場合は除く）
- ・退学・停学（無期限又は3か月以上の者に限る）の処分を受けた場合

② 日本学生支援機構奨学金（貸与型）

日本学生支援機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援することを目的として国が実施する制度です。

◇第一種奨学金（無利子）

貸与月額 自宅通学者 20,000円・30,000円・40,000円・53,000円
自宅外通学者 20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円

◇第二種奨学金（有利子）

貸与月額 20,000円から120,000円までの1万円単位の金額の中から選択できます。

◇入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

貸与額 100,000円から500,000円までの10万円単位の金額の中から選択できます。

募集期間（定期採用）：4月

（家計急変、災害等で学資に困ったときは、緊急・応急採用がありますので相談してください。）

選考：推薦基準（学力基準・家計基準等）を満たしている奨学金申請者の中から選考のうえ、機構に推薦します。機構では、申請内容を審査し採用を決定します。

◎詳しくは、入学後奨学金を希望する方対象に説明会がありますので必ず出席してください。

③ 宮城県保育士修学資金貸付事業（令和7年度実績）

1. 貸付対象者

次の全てを満たす学生が対象となります。貸付の期間は1年ごとです。

- (1) 保育士養成施設に在学し、県内に住民登録をしている（養成校に入学する前月まで1年以上県内に住民登録をしていた方も可）または県内の養成施設に在学している
- (2) 優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる
- (3) 他都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない
- (4) 卒業後は、県内の指定施設にて保育士として業務に従事する意思を有する

2. 貸付金額と利子

修学資金：月額5万円以内（総額120万円以内）

入学準備金：20万円以内

就職準備金：20万円以内

※その他、生活保護受給世帯等は生活費加算を受けることが可能です。

利子：無利子

3. 貸付金返還の免除

卒業後、1年以内に保育士登録を行い、宮城県内の保育所等の指定施設において5年間（過疎地域で従事した場合は3年間）継続して保育士として業務に従事したときに貸付金の返還が免除されます。

※他県でも同様の制度を設けています。詳しくは学生課に照会してください。

◎本貸付事業を希望する学生は、説明会がありますので、出席してください。

※「高等教育の修学支援制度」を利用する場合、修学に必要な金額から授業料等の減免額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合のみ保育士修学支援貸付制度の利用が可能となります。

※条件を全て満たしたとしても、宮城県の財政によって対象とならない場合もあります。

④ 本学の修学支援制度

1. 人物・学業ともに優れていて経済的に困難な状況にある学生（留学生を含む）に対し、授業料を減免する制度があります。前期・後期それぞれ説明会がありますので必ずお集まりください。（申請書類等配付）申請後書類審査、面接（ゼミ担任）、会議を行い採用を決定します。
2. 自然災害により被災した学生に対し「授業料」の減免措置を行います。（入学時のみ）
3. 成績優秀者、所定の検定合格者等に対し奨励金を給付します。
4. 海外での語学、ボランティア研修に必要な経費を支援します。

⑤ 同窓会奨学金

学生で学業優秀者に対し、同窓会より奨学金が給付されます。

⑥ (株) オリентコーポレーション (オリコ) との提携による「学費サポートプラン」

(株) ジャックスとの提携による「ジャックスの教育ローン」

学納金をオリコまたはジャックスが立て替えて短期大学に納付し、学費負担者は分割して払い込む制度です。簡単な書類を添えて申し込むと極めて短期間で利用の可否が判明します。詳しくは下記までお問い合わせください。

オリコ 0120-517-325

ジャックス 0120-338-817

※利用者には、本学在学期間中の利子補給を行う制度があります。総務課に照会してください。

3. 保険について

◇傷害総合保険〈全学科全学生加入済〉

短大の学生生活に限らず日常生活での傷害、賠償事故を総合的に補償する保険で、次のような補償内容となっています。なお、詳しい補償内容は合格時に配付した「聖和学園短期大学学生総合補償制度のご案内」をご覧ください。

- ① 傷 害 交通事故や旅行中、スポーツ中に、学生本人がケガをして、入院・通院したとき。
- ② 個人賠償 日常生活中に、他人をケガさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき。
- ③ 学業費用 扶養者が万一の事故によるケガで亡くなったり重度後遺障害を被られたとき、学資費用（授業料等）を援助。
- ④ 緊急費用 ご両親や兄弟姉妹が万一の事故によるケガで亡なられたとき、緊急に必要な費用を補償。

※事故が起こった場合は本人、または家族が取扱代理店に連絡してください。

※取扱代理店 損保ジャパンパートナーズ

平日 022-796-7202

夜間・土・日・祝日 事故サポートセンター

0120-727-110